

60歳で再雇用される方および60歳を超えて新規で加入される方へ

「定年60歳」は、昔にとってはあたりまえの年齢だったのかも知れませんが、今の時代は、まだまだ第二の人生スタートで働く若さであると思います。

ただ、健康で働くことが一番大切で、60歳からも続けて働けているものの病気ばかりしていれば、本人家族はもちろんのこと当健康保険組合の財政も窮屈状態に陥ります。

そこで、皆さんに前期高齢者制度のしくみを理解していただき、今後の生活習慣の見直しを改めて考えていただくきっかけとなれば幸いです。

□前期高齢者医療制度

前期高齢者医療制度とは、65歳から74歳の方を対象とした、被用者保険（健康保険組合等）、国民健康保険間の医療費負担を調整するための制度です。

前期高齢者の加入人数の多い国民健康保険の財政支援を、若年者の加入の多い健康保険組合等から「前期高齢者納付金」という名で大きな負担が求められています。

65歳から74歳の前期高齢者の方は、75歳以上の後期高齢者制度のように独立した制度ではなく、あくまで「制度間の医療費負担の不均衡の調整」を行うための枠組みで設けられた制度です。

よって、当健康保険組合からの療養の給付や高額療養費等の給付、保健事業を従来どおり受けることになります。

□前期高齢者医療制度の財政源

平成20年度から創設された高齢者医療制度にあわせて、皆さんが毎月給与から引かれている健康保険の一般保険料が「基本保険料」と「特定保険料」に分けられています。

「特定保険料」とは、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金など、高齢者等の医療費を支えるために健康保険組合が支払う費用にあてる保険料のことで、一般保険料をこのように区分することにより、高齢者等にどの程度支援が行われているかがわかります。

「基本保険料」：医療の給付、保健事業（人間ドック・インフルエンザ等）にあてる保険料

「特定保険料」：高齢者等の医療を支える費用にあてる保険料

75歳未満の加入者数に応じて、「健康保険組合」「協会けんぽ」「共済」が、国全体の医療費の不均衡を調整するため、「健康保険組合」の前期高齢者単独での医療費の何十倍もの納付を強いられています。

65歳以上の方の医療費が直接、健康保険組合への負担となり、「特定保険料」が健康保険料の半分以上を占めています。

このような状況もあり、退職後・再雇用後から65歳になるまでに、体のメンテナンスをきっちりして、健康で元気に過ごしていただくことを願います。

